

別府市工事現場環境改善実施要領

制定 令和6年3月27日

別府市告示第109号

(目的)

第1条 この要領は、次条に規定する対象工事を円滑かつ効率的に進めるため、受発注者間における仕事の進め方の取組を定め、計画的に工事を履行することにより、工事現場環境等を改善し、より一層、魅力ある仕事及び現場の創造に努めることを目的とする。

(対象工事)

第2条 この要領の対象は、別府市が発注する全ての工事とする。ただし、災害復旧工事及び維持工事等緊急を要する場合は除く。

(取組内容)

第3条 土日・深夜勤務等を抑制するために、次の各号の取組を設定し、工事現場環境の改善を行う。

(1) 標準項目

- ア 依頼日・時間・期限に関すること。
- イ 会議・打合せに関すること。
- ウ 業務時間外の連絡に関すること。

(2) 追加項目

その他について、受発注者間において確認の上決定する。

(実施方法)

第4条 受注者によって、勤務時間、定時退社日などが異なることから、前条に規定する取組は、柔軟性をもって行うものとする。

2 工事の進捗に差し支えないよう、スケジュール管理を適切に実施しつつ、前条に規定する取組を行うものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。